



ROTARY INTERNATIONAL 2720

# 玉名ロータリークラブ週報

2015  
2016



世界へのプレゼントになろう

R I 会長	■ K. R. “ラビ” ラビンドン
地区ガバナー	■ 野 田 三 郎
会 長	■ 鶴 田 倫 明
幹 事	■ 大 石 勉 司
広 報 委 員 長	■ 堀 本 武 司

例会日 ■ 毎週木曜日 / PM12:30~13:30

例会場 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 50-1 司ロイヤルホテル内  
TEL(0968)73-8888 FAX(0968)73-8008

事務所 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺 540-1 安東アパート 102 号室  
TEL(0968)73-3399 FAX(0968)74-3939

平成28年1月28日 No.2286

玉名RCメールアドレス [jimu@tamanarc.org](mailto:jimu@tamanarc.org)

ホームページ <http://www.tamanarc.org/>

## 【会長の時間】 鶴田会長

皆さんこんばんは、今日は後程、松崎会員の司法書士の仕事に関する卓話ということで、大変楽しみです。松崎会員、よろしくお願ひいたします。

先日、ライオンズクラブの方とお話をする機会があった時に、ロータリー同様に素晴らしい奉仕活動をされている事をお聞きました。そして、組織の中には、

下部組織のレオクラブや家族会員という制度があり、皆さんと力を合わせて奉仕活動をされておられるという事で、大変参考になりました。そこで、ロータリークラブの特徴は何かと考えた場合、やはり職業奉仕ではないかと思います。まず自分自身の職業を高潔なものとして、その職業を通じて、より良い社会を作っていくという考えはロータリーの本質なのかもしれません。

さて、先週の会員増強フォーラムでは、皆さんのご意見やアイデア・新入会員情報など貴重なアドバイスを頂き、誠にありがとうございました。早速、山田会員増強委員長を中心に取り組んでいきたいと思ひます。そして、今年を目標を50周年時に会員数50人とし、更なる目標を会員数55人、例会での実際の出席者数36名以上を目指して行きたいと思ひます。

そうすることによって、今以上に社会が認める奉仕団体として活動ができ、活気があり、出席した会員が元気になる例会にしていけると思ひます。その為にも、会員の皆様には常日頃より会員増強については意識を持って頂き、もし会員候補にふさわしい方がおられましたら、その都度、ご連絡を頂くか、先日、配布しました新入会員情報カードを事務局にFAXして頂ければと思ひます。

今後とも、会員増強と出席率向上については、山田会員増強委員長と深見出席委員長を中心に全員で取り組んで行きたいと思ひますので、会員の皆様には、ご協力の程どうぞよろしくお願ひいたします。



## 【幹事報告】 大石幹事

### ○例会変更

熊本中央 RC・・・2月19日（金）熊本西 RC30 周年記念例会のため

2月17日（水）ANNクラウンプラザホテル熊本ニュースカイに変更



○第17回ロータリー国際囲碁大会のご案内がきています。

日時 平成28年5月30日(月) 9:30

場所 韓国・ソウル RI 国際大会会場 KINTEX 内

○地区大会の登録申込みをしますのでまだ出席の返信をされていない方は、お知らせください。

○確定申告用領収証(R 財団・米山記念奨学)引き出しへ入れています。

○玉名中央 RC 例会へ会長と出席してきました。3月19日三ツ川玉名牧場(玉名中央ロータリークラブ)にて食育イベントを開催されるそうですのでお知らせします。

【スマイル報告】 深見委員長

鶴田会長・大石幹事・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。貴重なお話楽しみです。よろしく願いいたします。

山下さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。本日の卓話気持ちよく受けていただきありがとうございます。楽しみにしていました。

山田司さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。先日は、会員増強フォーラムお世話になりました。皆様方からの情報をよろしくお願いします。

中嶋さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。

田畑さん・・・松崎会員の卓話を楽しみにしています。

志賀さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。

吉永さん・・・松崎会員の卓話よろしくお願いします。

渡邊太さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。

吉岡さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。

浦田さん・深見さん・・・松崎会員の卓話ありがとうございます。

松崎会員・・・スマイルボックスへ



前回までの累計 ￥620,890

今 回 ￥14,000

今 回 ￥634,890

【出席報告】 深見委員長

本日の出席	会員数	46(40)名	欠席者	浜田 廣田 河田 野田 西嶋 杉谷方 田原 津留 豊永 高木幸 上村 上田継 米倉 山口 山村
	出席数	25名		
	出席率	62,50%		
前回の出席	前回出席数	28名	前回のメイクアップ	堀本 田原 山田司
	修正出席数	31名		
	修正出席率	75,61%		
出席規定適用免除者			9名	

## 【今後のプログラム予定】

2月 4日（木）50周年協議会

## 【卓話】

「お仕事雑感（司法書士雑感）」

松崎健次会員



### 1. 司法書士の歴史

- ①明治5年8月3日太政官無号通達で定められた「司法職務定制」上の代書人にさかのぼるとされている。これには、代書人のほか「証書人」及び「代言人」に関する規定もある。
- ②司法職務定制42条1項には、「各区代書人ヲ置キ各人民ノ訴状ヲ調成シテ、ソノ詞訟ノ遺漏ナカラシム」と規定し、明治6年7月17日太政官布告第247号で制定された「訴答文例」には、代書人の選任を強制する制度（代書人強制主義）を採用し、原告人の訴状、被告人等の答弁書等の裁判関係書類は、必ず、その選任した代書人に作成させなければならないと定めていた。  
ここで、代書人制度は、少なくとも訴状等の裁判関係書類の作成をその職務の一とする制度として出発したものとされている。
- ③翌、明治7年7月14日太政官布告第75号「代書人用方改定」により、代書人強制主義は廃止された。
- ④次いで、明治19年（1886年）8月13日に「登記法」が制定され、不動産登記制度が設けられたが、代書人が裁判所が所轄する制度であったため、代書人の職務に登記関係書類の作成が加えられたものと推測されている。  
→列島改造論による不動産登記事件の激増→登記手続きが忙しくなっていました。  
この裁判関係書類及び登記関係書類の作成を職務とする代書人は、徐々に「司法代書人」としてその職務を確立し、行政機関に提出する書類の作成を職務とするいわゆる「行政代書人」（後の「行政書士」とは区別されるようになっていったようである。
- ⑤大正8年（1919年）「司法代書人法」が制定され、「司法代書人」を法的資格として確立したものであり、法制上は、現在の司法書士制度の出発点である。  
第1条に、「他人の囑託を受け、裁判所及び検事局に提出すべき書類の作成を業とする者」と定められ、「地方裁判所の所属とする」「地方裁判所の監督を受ける」と規定されていた。
- ⑥昭和10年（1935年）司法代書人法中改正法律で、「司法代書人法」を「司法書士法」に改め、「司法代書人」を「司法書士」と名称を改めた。
- ⑦昭和25年（1950年）「司法書士法」が制定された。管轄が裁判所から法務局に変わり、各法務局ごとに司法書士会を設立し、全国を単位とする日本司法書士会連合会を設立することができるようになった。
- ⑧昭和31年（1956年）司法書士の品位保持及び業務の改善進歩を徹底するため、各法務局ごとに司法書士会を設立し、全国を単位とする日本司法書士会連合会を設立することが強制され、強制加入制度が導入された。（非司法書士の排除）
- ⑨昭和53年（1978年）に資格試験の国家試験制度が導入された。
- ⑩平成14年（2002年）簡易裁判所における訴訟等の代理関係業務（規制改革推進三か年計画及び司法制度改革審議会の意見に基づいて、認定司法書士が簡易裁判所における民事訴訟等の手続きについて代理する業務を行うことができるように改正された。